

門真市市民公益活動支援・協働懇話会 第4回懇話会 議事要旨

場 所：門真市役所別館3階第3会議室

日 時：平成20年8月20日（水） 午後2時～4時

出席者：懇話会委員（委員：あいうえお順）

熊谷樹一郎会長 網谷朝代委員 沖田謹三郎委員 豎月邦治委員

福井裕一委員 邨橋一枝委員（欠席）木村隆博副会長 廣江朋也委員

事務局：門真市市民生活部

柏木部長 野口管理監 市原次長

地域振興課 柴田課長 脊戸課長補佐 小阪係員

馬場（まちづくりコンサルタント）

1．開会（事務局）

2．議 事

第3回懇話会議事要旨の確認

提言書素案について意見交換

<意見の概要>

- ・素案では、「市民参加」と「協働」が並列的に記載されているが、市民参加は、「協働」の一部であるので、表現としては「協働」のみでよいのではないか。（委員）
- ・素案では、「市民参加」と「協働」の違いは、各事業や施策における市民と行政間の関与の度合いによります。言い換えれば、「市民参加」は行政が主体であり、市民は自己の意思を反映させるため、行政過程に関与するものであるのに対し、「協働」は、市民も行政も共に主体性を持ち、相互に対等に協力して公共の活動を行っていくことです。」と記載しているように、「市民参加」と「協働」とは、使用している意味合いが異なり、使い分けする必要があると思う。（事務局）
- ・この懇話会は、「協働」がテーマであり、市民活動の活性化を提言する場でないので、「協働」についての提言とし、市民参加や市民活動の活性化とは分けた方がよいと思う。（委員）
- ・この懇話会にはもう一つの市民公益活動支援についても考えてもらう必要があるので、市民参加についても検討をいただいた提言を記載していく方がよいと思う。（事務局）
- ・「市民参加」は、「協働」に含まれるということであれば、それらの意義を最初に明確にして提言する必要がある。（事務局）
- ・「公益」とは誰にとっての公益かが重要である。行政ではなく、民の公益が最優先されるべきであり、しかも利害が関係する場合には、民主的に公益を論じる必要があると思う。（委員）

- ・素案では『これまで「公共性」の判断は、行政自らが行ってきましたが、“公”と“私”の間の領域に「公共性」の判断を模索する動きが生まれてきています。“公”と“私”の間の領域、言い換えれば、“新たな公”の領域において、市民や市民団体、NPO等が、様々な分野で主体的な活動を育んできています。門真市においても、自治会やNPO法人などが、防災・防犯、環境美化などの地域活動をはじめ、福祉の増進、子どもの健全育成など、“新たな公”の領域で多様な活動を展開しています。市内には潜在的にも、多くのボランティアがいると想定され、特に、いわゆる団塊の世代が退職期を迎え、地域社会において様々な知識や経験を活かして活躍していくことが期待されます。』と記載しているように、新たな「公共空間」を定義づけることにより、「公益」や「協働」という言葉が生まれてくるのではないかと考えている。(事務局)
- ・素案の書き出しが、行政に関心がない市民のことから、市民参加や協働の必要性が記載されているが、協働の契機は、最初に行政に関心がある市民から推進していくことになるので、そのような提言文脈にした方がよいと思う。協働の必要性は、少子高齢化や情報化社会の進展など行政だけでは対応が困難な課題がある一方、行政に無関心な市民もいるが、むしろ、きめ細かさや先駆性などの特性を有した市民活動が台頭してきたことにより、行政と市民活動が相まって変化、多様化しているニーズを協働ということに対応していこうということを提言すべきだと思う。(委員)
- ・協働の必要性について、行政に無関心な市民の現実もあるが、起承転結という文脈のなかでは、「転」くらいに位置づけた方がよいのではないかとと思う。(会長)
- ・行政に無関心な市民のネガティブな記載部分は、議事録や資料として残してはどうかと思う。(委員)
- ・市民のネガティブな部分は、協働を進めることにより解消していくという効果として捉えてはどうかと思う。(委員)
- ・提示された素案は、読む内にいつのまにか「協働」が理解できるような話の流れになっていると思う。(委員)
- ・各市の協働の事例をみると、行政の独りよがりではなく、市民も相当参加し、年々進化している自治体の例もある。(委員)
- ・記載された内容は残すとし、文脈の構成を変えるということではどうか。(会長)
- ・素案の中に、「行政のみが厳しい財政状況の下で担い続けることは、質的にも量的にも限界があると考えられます。」とあるが、文章的に分かりにくいとともに、財政事情から協働を進めるわけではなく、互いの資質を持ち寄ってトライするということが重要であるので、「行政だけでは質的にも量的にも限界があると考えられます。」と改めてはどうか。(委員)
- ・現在、「協働」の仕組みがなく、この懇話会から「協働」の仕組みが必要であることを提言するのであれば、タイトルとして、「なぜ、市民参加から協働か」というように変更すれば分かるのではないかと。(委員)

- ・素案の中の協働の定義において、行政がどう関わっていくのか、どう変わっていくのかということが入っていないが、それも重要ではないか。(委員)
- ・やり方の評価は別としても、行政はこれまでも主体的に行ってきたので、「協働」という言葉を使用した段階で、当然、行政も協力し合う主体であるという定義になっていると思う。(会長)
- ・基本理念として「多様な市民が主体性を持って市と協働することにより…」とあるように、市民が主体性を持つということで、行政は、財政や規約、条例などによる市民活動の後方支援の立場でよいと考えている。(委員)
- ・「個性豊かで活力に満ちた門真の地域社会を実現していくこと」と記載されており、行政というよりは、門真の社会がどう変わるのかということが重要なのではと思うので、この表現でよいと思う。(委員)
- ・素案の中の取り組みの内容については、これを行った方がよいという提案ではなく、このような例があるということだと思うので、「また、協働を推進していくことが望まれる取り組みを提案すると、次のようになります。」を「また、協働を推進していくことが望まれる例をあげると、次のようになります。」に変更した方がよいと思う。(会長)
- ・素案の中に「…過程に応じた市民参加の手法を用意していくことが必要です。」とあるが、「過程」の意味を明確にする必要がある。(会長)
- ・一つの事業を捉えても、事業の段階に応じて、市民参加の仕方が異なることや行政と市民の間の塾度の内容に応じて、市民参加の仕方が異なると考えられるので、このような表現とした。(事務局)
- ・「…、例えば、個人個人での合意形成…」という項目があるが、個人個人とはどういう個人レベルという意味で捉えてよいか。(会長)
- ・全体を読んで、行政に参加する市民と協働を成立させる市民の両方が必要であると思うが、その点が少し、混乱しているのではないかと思う。(委員)
- ・この提言素案の思いは、市民参加を増やしていき、そして協働していこうということだと思う。(会長)
- ・協働という社会を育てるためには、市民参加の社会を育てていくことが不可欠であるという考えから、両者の側面からみたものでよいかと考えている。(事務局)
- ・この懇話会の提言すべき内容は、今後、協働の社会を育ていくために取り組むべき内容ではないかと思う。(委員)
- ・「市民参加や協働の進展のための方策」という項目は、協働の社会を育ていくために、このような懇話会を継続していくといった内容を追加していてもよいと考えている。(事務局)
- ・この部分は、行政としても、この提言を受けて、実際に推進していくための腹案も必要であると思う。この腹案との整合性も考慮し、実現していくように考えていく視点も必要ではないかと思う。(会長)

- ・行政としては、この提言は中間的な提言と捉えている。さらに門真にふさわしい協働とはということで、進化して頂く方向で考えて頂くとういと考えている。(事務局)
- ・この提言は、市民側からみるとトリガーとなるものである。トリガーとなるためには、市民側も理解できるガイドラインのようなものが必要になってくると思う。(委員)
- ・シンポジウムなど、市民に周知していくことが重要であると考えている。(事務局)
- ・素案にも、市民相互および市民と行政との合意形成のためや行政・市民など当事者の意識改革のためにすることが記載されているので、この素案の内容でよいのではないかと思う。(委員)
- ・市としては、この提言を踏まえ、指針を策定し、その指針をもとに、また、市民の方に検討いただくというように、キャッチボールをしながら、本市での協働の具体化を図っていく必要があると認識している。(事務局)
- ・「市民参加や協働の進展のための方策」という項目については、
 - 市民と行政の信頼関係の構築のために 一番目
 - 行政・市民など当事者の意識改革のために 二番目
 - 市民相互および市民と行政との合意形成のために 三番目
 - 市民と行政との役割分担の見直しのために 四番目
 - 市民意見の政策への反映のために 五番目
 - 市民参加・協働主体の拡大のために 六番目
 以上のような順に並ぶのではないかと思う。
- ・「市と市民、市民公益活動団体等との協働に期待される効果」という項目の中の「事業者にとっての効果」の順が逆ではないか。また、 は不要ではないか。(委員)
 - <参考> 提言素案の記載内容
 - 新たな顧客を獲得できる可能性がある。
 - 異なる発想や行動原理を有する市民公益活動団体との協働により、事業者にない発想や多様な価値観を見出すことで、新たな事業分野の開拓につながる可能性がある。
 - 公共サービスの充実に貢献することで社会的責任が果たすことができ、その結果、事業者のイメージアップにつながる。
- ・事業者は、利益を追求することも必要であるが、利益のための事業者活動を目的とするものでないと考え、この提言からは除外する。(会長)
- ・提言書については、事務局と会長の方で修正を検討し、次回懇話会(9月9日)までに委員に送付し、チェックをいただきたいと思う。(会長)